2015年度若手研究助成 研究報告書

「どのようにして非行から足を洗うのか」

―少年院出院者の就労獲得プロセスの追跡調査を事例として―

研究代表者 名古屋大学 教育発達科学研究科 博士課程後期課程 都島 梨紗

1. 問題の所在

本研究は、少年院歴を持つ非行少年が、非行から足を洗い、立ち直ろうとするプロセスの解明に焦点をあてている。本研究はとりわけ、就労の獲得が非行少年にとって、どのような意義を持つのかについて、非行少年の視点から明らかにすることを試みている。そのための方法として本研究は、次のような質的調査を実施する。すなわち、非行経験者へのインタビュー調査と、少年院出院者の自助団体へのフィールドワークを中心に実施し、補足的に保護観察処遇に従事する専門家への聞き取り調査を実施する。

処遇に従事する専門家への聞き取り調査を実施する。 少年非行は2003年以来, 摘発・検挙人員数が減少 傾向にあるが、再犯率は同様の水準で減少していな い。そのため、法務省を中心として「世界一安全な 国, 日本(法務省 Web ページ)」というスローガンの もと, 刑事諸施策のうち, 再犯防止施策に力を注い でいる。中でも、犯罪・非行経験者の「就労」の確 保は再犯防止施策において重要視されている。とい うのも、少年院出院者を対象に、法務省が実施した 実施した統計データによれば、少年院出院者の80% 以上が、犯罪を行っていない時期に「就労」を行っ ていたという経緯があるからである(法務総合研究 所, 2011)。加えて, 学術的な見地においても, Sampson & Laub(1993)らによる調査研究の知見を 筆頭に、就労は再犯防止要因として有効だという見 方がある。以上の動向を踏まえ本研究では、非行少 年の非行からの離脱と立ち直りを検討するために

「就労」を中心に検討することにする。

犯罪・非行研究では、犯罪・非行からの「立ち直り」を検討するための理論的枠組みや経験的研究が注目されつつある。我が国の「立ち直り」研究の現状として、少年院や刑務所などの公的処遇機関をフィールドとする経験的調査の蓄積が厚い(例えば広田 2012、平井 2015 など)。したがって、研究の現状として「立ち直り」処遇の記述に関する蓄積はあるものの、一方で処遇以後の議論の蓄積が少ない。そこで、本研究では公的処遇を経たあとの非行経験者に着目し、処遇以後の実態把握を目指す経験的研究を実施する。

なお、非行経験者の実態を「就労」の観点から捉える際に、看過できないポイントがある。それは、若年労働市場の不安定化という現象である。Furlong. & Cartmel (1997=2009)も示唆するように、犯罪歴などの社会的スティグマを負った層の職業への移行は通常の若年層に増して「不安定」である可能性もある。したがって、Harding etal.(2014)が紹介する事例のように、職場でうまくいかず、矯正施設への再収容に至る可能性もあるのではないだろうか。

これら先行研究を踏まえれば,「プロセス」に焦点をあて,なるべく長期的なスパンで非行経験者の実態を捉える必要があるといえる。就労の入り口部分の検討のみでは不十分であり,就労先でどのような経験をし,仕事の継続あるいは離転職に繋がっているのか,といった点を解明する研究が,極めて重

要である。そこで本研究では、処遇以後の非行経験者に接近することで、彼らにとって「就労」がどのような意義を持つのかを明らかにすることを目指す。以下、2節で非行と就労をめぐる先行研究の概要を整理し、3節で研究の柱となる調査の方法を示す。さらに4節において、研究参加者の職業経歴を整理し、5節・6節ではデータの分析を行う。そして、7節では本報告書のまとめと、今後の課題を述べる。

2. 立ち直りと就労の関係をめぐる先行研究

近年の犯罪研究では、犯罪者がどのようにして違法行為から足を洗うのか、というような、犯罪からの離脱への関心が高まっている。そのような中で、政府の政策としても犯罪者の就労に目が向けられてきている。法務省は、少年院出院者への追跡調査を行い、彼らが犯罪をしていない時期に仕事を行っていたことを示している」。また、保護観察官の岩崎(2007)も 18 歳の少年が就労によって生活が安定したという事例を報告している。他方で、非行少年処遇の実務レベルにおいて、非行少年一般は、藤原ほか(1993)が指摘するように多くの転職を繰り返す傾向にあるといわれている。こうした転職を繰り返す働き方は不安定な生活環境をもたらし、非行の原因になりうるといわれている(牛窪、1970)。

このように「非行少年と就労」というテーマは、 仕事の獲得による再犯防止効果が確認されているものの一方で、転職と非行の関係が密に論じられている。だがこれまでの研究はそもそも、再犯をしない要因の解明に労を費やしてきていこともあり、再犯抑止要因の一変数でしかない就労の実態については詳細に注目してこなかった。例えば、非行少年が従事する職業種の特性や、転職のタイミング、現職と前職との関連や将来の夢との関連などについてである。したがって、「いかにして非行少年は仕事への移行を遂げるのか」というテーマでの研究はほとんど行われてこなかったのである。

他方で,欧米の立ち直り研究に目を向けてみると,

立ち直りを動的なプロセスとして捉え,継時的な調査による犯罪からの離脱プロセスを解明する研究が実施されている(例えば Harding etal.)。他方で,我が国の「立ち直り」研究の現状は,少年院や刑務所などの公的処遇機関をフィールドとする経験的調査の蓄積が厚い(例えば広田 2012,平井 2015 など)。したがって,研究の現状として「立ち直り」処遇の記述に関する蓄積はあるものの,一方で処遇以後の非行少年ないし犯罪者を追跡的に調査し,実態を解明するような経験的研究の蓄積が少ない。

そこで、本研究は長期的なスパンで「立ち直り」 のプロセスを解明すべく、少年院出院者を対象にした、追跡調査を実施する。

3. 研究の方法

3.1 当事者団体へのフィールドワーク

立ち直りと就労の関係について,非行少年の視点 から解明するために,本研究では少年院出院者によ る当事者団体にアプローチし,そこでのフィールド ワークを実施した。

2014 年時点では当該団体は 11 箇所に活動拠点を 持っていたが, 2015 年時点では東京, 静岡, 長野, 愛知, 京都, 大阪, 福岡, 佐賀の 8 箇所に減少して いるとのことだった。活動頻度も各地域によって, 月1度から年に数回などまばらであることも伝えら れた。

本研究で実際に申請者が参加したのは、大阪、京都、長野、愛知、東京、福岡の交流会と全体総会である。これらの会に1回から複数回参加し、当事者支援団体の役割について調査した。

いずれの地域においても、少年院送致を経験した「当事者」と、少年院送致を経験していない「サポーター」で交流会が成り立っている。「当事者」にはつい数日前に少年院を仮退院したような 10 代の若者もいれば、何十年も前に少年院を仮退院した大人もいる。地域によって、年齢層にばらつきがあるが、

おおむねどの地域にも 20 代前後の若者が少なくとも 2~3 名は参加していた。

「サポーター」には、保護司や弁護士、非行少年の母親、各種関連団体の活動家、大学院生等のほか、 刑務所を出所した青年も含まれていた。

交流会では、おおむねどの地域においても、「近況報告」、「食事会」、「レクリエーション」が取り入れられていた。具体的には、BBQやボウリングなどを実施することで、「本音で語り合う居場所」、「若い子がまた来たいと思える交流会」を作るということが目指されていた。また、年に1度宿泊の形態をとる「合宿」と呼ばれる交流会が行われている。「合宿」は「当事者」にとって、「修学旅行のやり直し」として解釈されている。

3.2 当事者団体を通じたインタビューの依頼

交流会に参加することで、少年院を経験した 20 代前後の若者 20 名程度と知り合うことができた。これら若者のうち、SNS の連絡先を交換して調査の依頼をかけたところ、実際に調査が実現したのは 7 名だった。このうち、助成期間中に追跡調査が実施できたのは 2 名である。

当事者団体主催の交流会直後,対面でコミュニケーションを交わした折には,多くの若者が調査に対し快諾の意を示してくれたものの,実際に連絡を取ると,それぞれの事情により日程調整まで進めることができなかった。仕事もしくはプライベートの都合と折り合いがつかず,日程調整まで進めることができなかったり,携帯電話の未納等で連絡がつかなくなったり,あるいは逮捕されたり,消息不明になったり,という事態が生じた。結果として,7名の調査のみが実現することとなった。

本研究では、非行少年の実態を把握するべくあえて、不安定な状態にあると思われる 20 歳前後の若者を対象にした。その結果、仕事自体が不安定であることや、携帯電話料金が支払えない、あるいは逮捕されるという理由により、調査の実現までの障壁が存在しているということがわかった。調査の遂行自

体が困難であるという本調査の結果こそ、まずは不 安定な状態にある若者の現実を反映した知見として 理解できる。

ただし、助成期間中に調査が実現しなかった者も、 交流会で再び顔を合わせると申請者のことを覚えて くれており、「いつでもインタビュー受けますよ」と 回答してくれている。引き続き彼らとのラポールを 維持し、長期的なスパンで調査を実施する研究を図 ることが今後の調査課題である。

3.3 少年院経験者へのインタビュー調査

助成期間中には7名の男性へのインタビュー調査を実施し、2名は、助成期間中に2回のインタビュー調査(追跡調査)が可能だった。ただし、申請者は2011年から2016年の間にインタビュー調査を実施しており、助成期間中に調査を行った者のうち2名は助成期間以前のフィールドノーツやインタビューから複数年にわたったデータが得られている。

研究参加者の特性について記述する。全員が少年 院出院者の当事者団体を通じて知り合い、インタビューをしていない期間も団体を通じて何度か顔を合わせている。また、SNSを使って連絡も取り合うことで、ラポールの維持を心掛けた。

インタビューを実施した対象者の概要を表に示した。Fさん以外の初回インタビューは、2015年度内に実施した。Fさんの初回インタビューは、2016年度に実施していため、Fさんの年齢表記のみ2016年時点のものである。また、AさんとGさんは2015年と2016年に続けてデータが得られている。それ以外について、インタビュー調査は実施できていないものの、SNSや当事者団体の交流会を通じて現状把握に努めた。なお、各研究参加者の2015年以前の職業経歴と1年間の状況の変化については、把握している範囲において、次節に記載する。

表:研究参加者のプロフィール

	年齢	職業	職業
	(2015年)	(2015年)	(2016年)
Αさん	24 歳	介護福祉	介護福祉(転職)
Βさん	25 歳	コンビニ業	コンビニ業
Cさん	20 歳	無職	不明
Dさん	19 歳	土木建築	不明
Eさん	20 歳	介護福祉	大学生
Fさん	22 歳	大学生	大学生
	(2016年)		
Gさん	18歳	大学生	大学生

3.4 補足調査:保護観察所ならびに協力雇用主への 聞き取り調査

非行経験者がどのようにして就労にたどり着いたのか,という研究課題を明らかにするためには,当事者の経験や主観も大切だが,彼らを取り巻く政策や社会資源の状況を把握することも大切である。そこで本研究では,法務省が行う就労支援政策の現状を把握することを,補足的に行うこととした。フォーマルな政策の動向と現状把握をすることで,マクロな社会の中にインタビュー対象者の経験や主観を位置づけ,より豊かな質的調査を実現することがねらいである。

本調査では、保護観察所や協力雇用主が少年院出院者に対して行っている就労支援についても調査することにした。保護観察所の観察官9名と、非行少年を積極的に雇用する「協力雇用主」と呼ばれる事業主3名に聞き取り調査を行い、支援策の現状把握に努めた。ただし、紙幅の都合上、以下に続く分析においては、直接データを引用した分析は行っていない。だが、保護観察所や協力雇用主に対して行った調査の知見から、以下のデータ分析において大いに示唆を得ている。

4. 研究参加者の職業経歴と1年間の変化

4.1 A さんの場合

A さんは 2015 年当時, 2 か所目の介護福祉現場に 従事していた。A さんは一人暮らしで, 自らで生計 を立てている。A さんは中学卒業時から 2014 年まで の約7年間³, とび職や左官, 解体業などといった, 土木建築現場仕事を転々としていた。A さんは 19歳 で少年院に送致され, 20歳で出院。出院後, 少年院 当事者のサポート団体に関わるようになった。だが 経済的に困窮し再犯をして執行猶予付き保護観察と なる。

当事者団体に参加していた当事者やサポーターの 影響もあり、介護福祉現場に興味を持つようになっ た A さんは、2014年にはじめて介護福祉現場に派遣 社員として従事するようになった。だが、契約更新 に至らず、その後再び地元の友人のツテを借りて土 木建築現場仕事に従事した。数か月、土木建築現場 仕事に従事した後、2014年秋ごろ、再び介護福祉現 場に従事することになった。2015年に入ってインタ ビューした頃に、執行猶予はとれており、秋に従事 し始めた介護福祉現場を継続していた。その後、職 場での人間関係が悪化し、2016年に、3社目の介護 福祉現場に従事するようになった。なお、2社目と3 社目の介護福祉現場はいずれも、当事者団体をきっ かけに知り合った介護福祉業界の責任者を通じて入 職している。

4.2 B さんの場合

Bさんは2015年当時、コンビニエンスストアでアルバイトをしていた。1年半ほど続けているという。Bさんは実親と同居しており、アルバイトの収入を実家に入れて暮らしている。Bさんが少年院に送致されたのは17歳ごろだった。少年院に送致される頃、高校を中退し、土木建築現場仕事に従事していたという。少年院を仮退院し、2年ほど高齢者福祉の仕事に従事したのち、19歳の時に通信制高校に入学したという。通信制高校に通学していた折は、

郵便局や児童デイサービスでアルバイトをしていた。その後4年かけて高校を卒業し、現職に至る。

Bさんと申請者が初めて会ったのは、2012年だったが、当時のBさんは実家から高校に通っていた。 その後2015年まで、当事者団体のイベントを通じて接点を持ち続けていた。その間高校を卒業した、自分の車を買った、などといった生活の変化を聞き取っている。

2015年、コンビニでアルバイトをする傍ら、父親の看病も担っているという。親の看病と、コンビニでの長時間勤務、夜勤勤務や早朝勤務が重なると身体的に疲労もあるが、今まで迷惑かけた分親孝行しなければならないし、店長は自分の過去も理解したうえで雇ってくれているため、働きやすいという。2016年、当事者団体で確認した折にもコンビニで働いているとのことだった。

4.3 C さんの場合

Cさんは2015年インタビュー当時,無職であったが,インタビューを行う数週間前までは介護福祉現場に従事していた。Cさんの場合は、母親と同一の職場に勤務しており、母親との不仲が原因で離職に至ったという。

Cさんは高校を中退しているが、高校生のときは 居酒屋で働いていたという。その後17歳で少年院に 送致され、少年院を出たあとは、土木建築現場仕事 に少し従事した。そのあと介護福祉現場の仕事を始 めたという。Cさん自身、これまでほとんど地元の 仲間からの仕事の紹介には頼らず、フリーペーパー の求人情報を頼って仕事に従事したとのことだっ た。

Cさんは、いじめや差別に対する問題意識を持っており、障害児の仕事に従事したいと思っていたという。しかし、面接では20回以上落とされていたとのことだった。その理由は、資格がなかったためだとCさんは語っていた。そんなころ、自身の母親が介護の仕事をはじめ、母親に紹介してもらう形で介護福祉の現場に参入したとのことだった。

インタビュー当時は、壊れたスマートフォンの機種料金を工面するために、これから割の良い土木建築現場仕事に従事する予定だと語っていた。その仕事は、地元の知人に紹介してもらっているという。しかしその後、地元地域から300km以上離れた他県に転出して数か月後、SNS上においても音信不通となった。のちにCさんが参加していた当事者団体の代表にCさんについて訊ねたところ、Cさんと一緒に当事者団体に参加していたCさんの友人が再逮捕されてから、Cさんは友人とも関係が悪くなり、当事者団体にも顔を出さなくなったとのことだった。

4.4 D さんの場合

Dさんは2015年当時,土木建設現場仕事に従事していたと語っていた。Dさんは2015年の春に少年院を出院している。Dさんは中学生のころから地元の先輩や友人を介して土木建築現場仕事に関与してきたが、中学卒業後は高校に進学している。だがすぐに中退し、友人を介して土木建築現場仕事を転々とした。

その後18歳で少年院に送致され、2015年の春に出院した。出院してから半年間で7か所以上の転職を行ったという。いずれも、土木建築現場仕事だという。インタビュー当日には、仕事が決まっており、とりあえず半年間仕事を続けるという目標を持っていると語っていた。

2016年に再びインタビューの依頼をしたが、仕事とプライベートの折り合いがつかず助成期間中に実施に至らなかった。SNSを通して訊ねたところ、2015年から2016年の間に、土木建築現場仕事以外に、ホストクラブやメンズバー4に数週間から1か月ほど従事したりしたという。現在は地元から300km以上離れた他県に転出して仕事に従事しているとのことだった。

4.5 E さんの場合

Eさんは2015年当時,介護福祉現場に従事していたと語っていた。Eさんは中学卒業後,高校に進学

したが、高校生の時に事件を起こし、中退。そのまま少年院送致となった。少年院の中で、高卒認定試験を受け、不足単位分を補って高卒認定資格を得たという。それまでアルバイト等の経験はなく、少年院出院後、はじめての仕事として介護の契約社員をはじめたとのことだった。

Eさんは2015年当時,介護福祉現場に従事していたものの,低賃金で肉体労働であるために,一生続けたいと思える仕事ではないと語っていた。また,SNSを通じて海外に居住する友人ができ,友人の住む地域の大学に留学したいという思いを語っていた。

その後Eさんは、介護福祉現場で従事しながら、 大学進学のための勉強を行い、2016年4月から大学 生となったという。2016年夏に、2度目のインタビ ューの予定を立てていたが、日程調整が進まず、助 成期間中に実施することができなかった。

4.6 F さんの場合

Fさんにインタビューを実施したのは2016年だったが、2015年も大学に通っていた。

Fさんは、15歳で少年院に送致され、16歳で出院した。少年院出院から18歳まで、2年間、建設現場での仕事に従事している。その後倉庫でフォークリフトのオペレーターをしていたが、高校に進学し、大学に行こうと思ったという。その理由として、16歳から従事していた建設現場での仕事が不安定で、仕事も給料も無いっていう状態が続いたことにあるという。この業界でたとえ社長になってもうまくいかないと判断し、倉庫勤務の仕事に転職したという。しかし、そこでも先が見えない状況だと判断し、何か別の道を、と考えたという。それが、大学進学だったということだった。

Fさんは、大学で就職活動を行っていたという。Fさんは就職活動において、自らの過去を隠さずに振る舞ったと語っていた。その結果、希望する企業をはじめ多くの内定を得たという。

4.7 G さんの場合

Gさんは2015年当時、大学に通っていた。Gさんは2014年の冬に少年院を仮退院している。そのため、2015年当時、Gさんには保護観察が課せられていた。Gさんは、高校生ごろから非行を開始したと語っており、それまで勉強をしすぎた反動だったと語る。高校も中退し、そのまま少年院に送致されることとなった。だが、少年院において大学進学を志したいとおもうようになり、不足分の単位を高卒認定試験で補うことにした。Gさんは少年院で高卒認定試験を受け、少年院を出てすぐに大学受験し、現在の大学への合格が決まった。大学に入学してからは、アルバイトをしながら学業にいそしんでいるとのことだった。

2度目のインタビューは2016年夏である。Gさんはこのとき、保護観察が解除されていた。初回インタビュー時から2度目のインタビューにわたるまで、Gさんは大学生というポジションは変わりないが、2度目のインタビュー時には中退しようかどうか迷っているという語りがあった。中退の理由は、学業的な問題である。だが、「自分が卒業することで、似たように苦しんでいる子の参考になると思うんです」と、現在の大学を中退したとしても大学は卒業したいという思いを語っていた。

なお、Gさんとは、インタビューとインタビューの間に1度、当事者団体のイベントで顔を合わせており、大学生活に関する悩み相談を聞き取っている。

4.8 小括

ここまで、AさんからGさんまでの簡単な職業経歴と2015年から2016年の様子について記述した。A さんからGさんの経歴を踏まえると、それぞれの現在のポジションにたどり着くまでの特色がある程度見えてくる。

まず、土木建築現場に注目してみたい。Aさん、Bさん、Cさん、Dさん、Fさんの5名が従事経験を持っている。さらに、AさんとCさんとDさんは、

インタビューにおいて,地元のネットワークによって入職したという旨を語っている。

また、全員が一時的に従事するにとどまり、土木 建築業で一人親方や経営者を志すような者は、今回 のインタビューでは該当しなかった。一方で、Aさ んが、一回目の介護福祉現場で失職したという場合 や、Cさんが、壊れたスマートフォンの機種代金を 支払うといった場合に際して、土木建築業へのスム ーズな参入が達成されている。こうした事例を踏ま えれば、土木建築業は、たとえ一時的であっても、 少年院出院者にとってのセーフティーネットとして 機能しうるという側面があるといえるだろう。

ただし、AさんやCさんが不測の事態において頼ったのは、地元の仲間などのネットワークである。 土木建築業自体は、末端の仕事であれば仲間に頼らずとも参入できる可能性もあるだろうが、彼らが仕事を探すときの情報リソースとして(いわば仲介業者として)、地元の仲間のネットワークが機能しているという点は、留意すべきだろう。

次に、介護福祉現場に注目してみたい。土木建築現場と同様、介護福祉現場に従事する研究参加者も多かった。Aさん、Bさん、Cさん、Eさんの4名が、介護福祉現場に携わった経験を持っている。入職経路については、Aさんが当事者団体でのネットワークを通じて、というほか、Cさんは母親のネットワークを通じて入職している。Cさんの、「面接20回以上受けた」けれども、採用に至らなかった、という事例を踏まえれば、土木建築現場よりは参入が困難な職業だと考えられる。

また、Aさんの事例を踏まえれば、当事者団体が 持つネットワークが、入職経路を保障するネットワ ークとして機能しうる、という可能性も指摘できる だろう。

最後に、大学進学という選択について触れておきたい。本研究の参加者のうち、Eさん、Fさん、Gさんの3名が職業に従事せず、フルタイムの大学生として生活していた5。それぞれ進学の要因として、Eさんは、介護の仕事に不満を持っており、Fさんは

土木建築現場での「先の見えなさ」が挙げられる。 また、EさんとGさんに関しては、少年院内におい て、不足単位分の高卒認定試験を受け、高卒認定資 格を得ている。

2007年より、全国の少年院において、高卒認定資格を取得することができるような仕組みが導入されている。EさんとGさんが、高卒認定資格を取得したことによって大学進学の道が切り開けるようになったという事例を踏まえれば、少年院出院者の多様な進路を保障するような仕組みだといえるだろう。

佐藤(1984;1985)をはじめヤンキー文化に注目した研究では伝統的に、逸脱経験を持つ青年は、土木・建設現場のような、いわゆる「ガテン系」職業への親和性が高いと考えられている(阿部、2009)。さらに、こうした「ガテン系」の職業は、似たような逸脱経験を有する先輩によって、ヤンキー文化とともに後輩へと継承される就労経路である(大山1998;打越2011a,b)6。本研究でも、これら先行研究のように、地元の仲間のネットワークがガテン系職業への入職経路に有効であるという事例が見られた。

だがしかし、こうした地元のネットワークによる 入職は、一時的な労働しか提供しない。なぜなら、 少年院経験者自身が、ガテン系の職業を「先の見えない仕事」として認識し、一時的な労働とみなしているからである。McDowell(2000)が指摘するように、建設・生産工程従事者の減少とサービス産業従事者の増加という若年労働市場の変化に伴い、少年院経験者の職業観やライフスタイルも変化しているといえる。本研究で見出された、介護福祉業や大学進学など、多様な進路を志向する少年院経験者の存在は、若年労働市場の変化を受けたものだと考えられるかもしれない。

5. 知見 1: スティグマ緩和と強化の働きをする就労・就学

ここでは、インタビューを分析する中で見出され た就労や就学の機能について、スティグマの観点か ら分析を加えたい。

5.1 スティグマを緩和する就労・就学の機能

まず、ここでは就労・就学によって生い立ちから 背負ってきたスティグマが緩和されるという事例を 取り上げたい。以下にはAさんの語りを引用する。 Aさんは、3.1でも取り上げたように、介護福祉職 に従事している。またAさんは、犯罪家族出身で、 幼少期に児童養護施設へ措置されている。

A: 俺でもここまでやれるってこと, 証明して いきたいんだよね

調査者: ここまでやれるってどういうこと?
A: ヤクザもんの親でも、養護施設で育っても
ナメたもんじゃねぇってこと。ろくでも
ねぇ育ちして、中卒で落ちるとこまで落
ちたけど、ちゃんと介護の資格とって、
働いて、ボランティアしてるってな。

調査者: まっとうな同級生とかを, 見返した い, みたいな?

A: 俺らのような育ちをしたやつは、確かに口 も態度も悪りい、勉強できねぇ、けど、 それだけだろってな。おめぇらみたいに ぬるま湯には負けてねぇんだて。

(Aさん, 2016年のインタビュー)

引用したAさんの語りでは、犯罪家族に生まれたことや養護施設で育ったこと、加えて、中卒であることがスティグマとして語られている。

また、「俺らのような育ち」とのように、複数形で語っており、こうしたスティグマがテツさん個人を表象したものではなく、類似した経験を持つ者全般を表象していることも読み取れる。しかし、それらスティグマは、介護福祉現場で資格を取得し、就労を継続しているという経験や、ボランティアに携わっているという経験により、緩和されていると、Aさんの語りから読み取ることができる。

なお、Aさんが「俺でもここまでやれることを証

明したい」と語っている部分に注目すれば、

Marunaによる「贖罪の脚本」に類似する語りだとも考えられる。Marunaはリヴァプール地域の犯罪経験者の主観的意味付けに着目し、離脱群の語りの特徴を「贖罪の脚本」としている。なお、「贖罪の脚本」の内容は、おおよそ平井(2016)が指摘する通りである。すなわち、「過去は変えられないが現在と未来は自分がコントロールできる」、「本当の自分は、『本物の犯罪者』とは違う善人である」「生成的な人間でありたい/活動したい」という内容(平井、2016、p.74)である。

Aさんの生成的な語りは、まさに「贖罪の脚本」 に共通するといえる。ただし、Aさんの個人史に照 らして考えるなら、生成的な語りは、「非行から離 脱する」という意味のみを有しているのではないと 考えられるだろう。Aさんは、犯罪家族出身である ことや、養護施設出身であること、学歴が中卒であ ることなど、これまで背負ってきたスティグマを緩 和すべく、生成的な職業生活を実践していると考え られる。

ただし、A さんがこのような生成的な語りを語ることができるのは、介護福祉職に従事し続けられているからだとも考えられる。以上を踏まえれば、A さんにとって就労は、スティグマ緩和の機能をもたらすといえる。

A さんと類似する語りは、G さんからも得られている。G さんは、少年院を出た後、就労ではなく進学を果たし、現在は大学に就学している。G さんは、アルバイト先で高校を中退したバイトの同僚がいた、というエピソードを語ったうえで、自身を以下のように位置づけていた。

G: 僕が高校中退しても今大学に行っているっ ていうこと,後になってこういう生き方 もあるんだ,って参考にしてくれる人が いたらいいなと思います。

(Gさん、2016年のインタビュー)

Gさんは、高校中退した同僚に対して、自らの経験を語ったことがあるという。そのうえで、自らの経験が誰かの役に立てばいい、と思いながら日々生活しているとのことだった。また、Gさんは少年院に入院していたことについて、以下のように意味づけている。

G: うーん・・・そもそも少年院入ってる時 点で人生マイナスなんですよね。で、 そのあと「学生」してるのは、プラス じゃないですか。で、今はプラマイゼ ロみたいな。でも、今がゼロでも、プ ラスの方向に動いている分マシってい うか、それでいいのかなって思うんで すよね。

(Gさん, 2016年のインタビュー)

Gさんは、自らが少年院に送致されたことについては、「マイナス」の出来事だと意味づけている。 しかし、その後大学に進学し、「学生」として学業に勤しんでいるため、「プラス」の方向に向かっていると意味づけている。

こうした語りを踏まえれば、G さんは「学生であること」によって、少年院送致にともなうスティグマを緩和することができたのだといえる。また、「現在はプラスに向かっている」という語りに注目すれば、G さんもまた、A さん同様に、「贖罪の脚本」の特徴の1つである「生成的な語り」を語っているといえる。

5.2 スティグマを強化する就労・就学の機能

A さんは、2016年に至るまで介護業界を2度転職しているが、いずれにおいても荒々しい言葉遣いや酒癖の悪さ、華美な恰好が「不良の問題点」を想起させるからという理由によるものだった。A さんは、「不良らしさ」が象徴される身なりを避けなければならないと指導されたと以下のように語る。

A: あのときは、金髪に染めるなだの、髭ははや すなだの、とにかくうるさかったね。次の 職場も、アロハとか柄パンとか、「怖い印 象与えるからやめて」ってさ。

(A さん, 2016 年インタビュー)

これ以外にも、A さんは職場で、言葉づかいなどで度々注意を受けていたと語っている(同インタビュー)。A さんが従事していた介護福祉現場は女性スタッフが多くを占めており、荒々しい言葉遣いに不寛容だったようである。1 社目の施設長は女性スタッフびいきだったと A さんは語る。その後、A さんは1 社目の職場で契約更新がかなわなかったが、そのころ自身について、以下のように語っていた。

A:やっぱ、俺みたいなろくでもねえ人間は、 この業界、社会に求められてねえってこ となんだよ。やっぱりダメだった。いく ら頑張っても俺はヤンキーなんだよ。や くざの世界のほうが向いてるんじゃねえ かって考えるわな。

(2015年 フィールドノーツ)

この後 A さんは、地元の先輩つながりを活用して土木建築現場の仕事をはじめる。だが、そこでの待遇の悪さを経験し、自助グループに理解を示す介護福祉業界の社長とつながったことで、再び介護の仕事をはじめた。新しい職場では、元暴力団組員だった施設利用者と親しくなるなどして、利用者との関係性は良好に築けたが、同僚や社長と度々トラブルになり、転職することとなる。そこでも「不良らしさ」を想起させる荒々しい言葉遣いや酒癖の悪さが度々問題となり、1 年労働したのち別の介護福祉現場に転職している。

以上を踏まえると、A さんにとって介護福祉現場 での就労は、スティグマを緩和する働きだけでなく、 強化する働きも有していると考えられる。というの も、A さんの荒々しい言葉遣いや、華美な恰好などにより「不良らしさ」を同僚が想起することで、A さんは「不良で危険な」同僚として周囲に認知されることになる。その結果、A さんは、「非行少年」としてのレッテルを引き受けざるを得なくなるのである。

なお、言葉遣いの荒さや、華美な恰好は、土木建築現場に従事した場合は問題にならないのかもしれない。この点については、留意すべきだろう。さきほども触れたように、A さんの職場は、非行・犯罪とは疎遠の女性スタッフが多くを占めている。また、A さんの職場に限らず、介護福祉現場は一般に女性労働者がマジョリティである。

こうした状況を勘案すれば、関与する職業コミュニティによって、「不良らしさ」の寛容度が異なる可能性も指摘できるだろう。

スティグマは、Goffman(1963=2012)も指摘するように、社会的な相互作用の結果として生成されるものである。したがって、周囲がどのような振る舞いを「非行少年らしさ」として知覚するのかということ、少年院経験者がどれほど「非行少年らしさ」から遠い振る舞いをするのかという2点に留意して検討する必要があるといえる。

Gさん:自分の過去については、大学の友達に隠してないんですよ。はじめは、誰に言ったらいいかとか、タイミングとかもあるんですけど、そういうのもわからなくて、失敗もしましたけど・・。でも、今も続いてる友達は過去のことを話しても、「そういう過去の失敗があっても、今しっかりやってるから気にならないよ」って受け止めてくれたんです。

(G さん, 2016 年のインタビュー)

G さんは、大学において自らの過去を開示していると語るが、友人には「気にならないよ」と受け止められていると語る。しかしそれは、「今しっかりや

ってるから」であり、G さんは周囲に対し「非行少年らしさ」から遠い振る舞いを見せているからだということがうかがえる。F さんも、就職活動の折に、自身の過去について隠さなかったと語っていたが、それは「非行少年らしさ」から遠い振る舞いを現在実践できているからこそ、成立する方法だと考えられる。

以上を踏まえると、就労や就学がスティグマ緩和 の機能を持ちうるか否かについては、周囲がスティ グマ保持者(具体的には非行経験者)に対し、どのよ うに知覚しするのかということや、スティグマ保持 者がどれほどスティグマから遠ざかった振る舞いが できるのかという状況にも左右されるといえるだろ う。

6. 知見2: 承認のネットワークとしての自助 団体

知見1では、スティグマの観点から、就労の機能について取り上げた。主にデータとして取り上げたAさんとGさんは、現在就労、あるいは就学を継続しており、比較的うまくいっている層であると考えられる。他方で、3.で取り上げたように、半年の就労の継続も困難で、1年間に何度も転職する者や、消息不明となってしまう者もいた。こうした層に対して、就労の継続を規範化し、やみくもに就労させても、スティグマが強化してしまう可能性もある。そこで、ここでは必ずしも就労を規範化しない、当事者団体の取り組みを取り上げたい。

2.1 でも取り上げたように、少年院出院者による当事者団体では、近況報告や食事会、レクリエーションを中心に活動している。それぞれ地域によって頻度はまちまちだが、どんなに多くても月1度のペースで実施している。

こうした取り組みを行う当事者団体では、活動が 終了し、別れ際になると、しばしば年長の当事者が、 若者の当事者に対し、「次も来てな。次の交流会まで、 くれぐれも捕まったらあかんで」といった声掛けを 行っているのを目にする。

さらに、仕事が継続できないという理由で、自らを「立ち直れてない」と考え、当事者団体への参加を自粛しようとした若者に対して、「仕事を続けることだけが立ち直りじゃない」と説得する様子も見受けられた。

以上のようなエピソードを踏まえると、当事者団体は就労を規範化せず、代わりに犯罪、つまり「逮捕されないこと」を規範化する傾向にあることがうかがえる。以下に、当事者団体に関与するようになってから再逮捕を経験したAさんの語りを引用する。

調査者:失敗や挫折が多いってこと?

A: まぁな。やけど、そういうときは(当事者団体の)メンバーに相談する。「またここから頑張っていこうや、やり直すチャンスは無限大や」って代表たちに言われるから気楽だよね。

(A さん, 2016 年のインタビュー)

さきほど当事者団体において、就労よりは、逮捕されない社会生活を送ることを規範化する、という点を取り上げた。上述のAさんの語りを踏まえれば、当事者団体は「失敗してもやり直せる」という思想も加えて、規範化しているといえるだろう。失敗や挫折も他者と共有し、承認される、という経験は、セルフ・ヘルプ・グループの機能として相良(2015)、相良・伊藤(2016)が見出した知見と重なる。

少年院出院者に対し、就労の継続を規範化せず、何度でもやり直せるという思想を共有するような「居場所」があることで、「捕まらない社会生活」を「気楽」に過ごすことが可能になると考えられる。

7. まとめと今後の課題

本研究の目的は、少年院歴を持つ非行少年が、非

行から足を洗い,立ち直ろうとするプロセスの解明であった。本研究はとりわけ,就労の獲得が非行少年にとって,どのような意義を持つのかについて,非行少年の視点から明らかにすることを試みた。そのための方法として本研究は,次のような質的調査に基づいて,知見を導き出した。すなわち,非行経験者へのインタビュー調査と,少年院出院者の自助団体へのフィールドワークである。

本研究で得られたデータを整理したことで、大きく3つの知見が導き出された。以下にその概要を整理する。

まず、1 つ目の知見として、従来の先行研究で見出された、地元ネットワークを通じたガテン系職業への就労、以外の進路を志向し、実際に多様な進路を歩む少年院出院者がいる、という点が挙げられる。こうした状況の背景には、McDowell(2000)が指摘するように、建設・生産工程従事者の減少とサービス産業従事者の増加という若年労働市場の変化に伴う、少年院経験者の職業観やライフスタイルの変化によるものかもしれない。

次に2つ目の知見として,就労や就学には,スティグマを緩和させる働きがあるという点である。少年院出院者は,少年院送致に関わるスティグマ以外にも,低学歴や犯罪家族出身など,生い立ちをめぐる様々なスティグマを背負っている場合がある。そのような少年院出院者に対し,就労はスティグマを緩和させる働きを持つ場合がある。

だが一方で、職場において「非行少年」としてのスティグマが強化される場合もある。こうした知見を踏まえれば、スティグマは、社会的な相互作用の結果として生成されるものである。したがって、周囲がどのような振る舞いを「非行少年らしさ」として知覚するのかということ、少年院経験者がどれほど「非行少年らしさ」から遠い振る舞いをするのかという2点に留意して検討する必要があるといえる。

最後に3つ目の知見として,就労や就学の継続を 規範化せず,まずは「逮捕されずに社会生活を営む」 という規範が当事者団体において優先されている点 が挙げられる。さらに当事者団体では、「失敗しても やり直せる」という規範も有しており、少年院出院 者を広く承認する「居場所」として機能しているこ とがわかった。

ただし、今回の研究では、助成期間内に追跡調査を実施できなかった研究参加者が多く存在している。 理由は様々であるが、調査できなかった研究参加者の中には、交流会で再び顔を合わせると申請者のことを覚えてくれており、「いつでもインタビュー受けますよ」と回答してくれている人もいた。引き続き彼らとのラポールを維持し、長期的なスパンで調査を実施する研究を図るということが今後の調査課題として挙げられよう。

さらに、本研究では非行少年の視点から、彼らの 実態に迫るという研究計画であった。そのため、彼らを取り巻く周囲の環境にアプローチし、調査を進めることは十分にできていない。例えば、スティグマの観点から就労の意義を捉えるとするならば、特定の職業コミュニティにアプローチし、そこに従事する人々がどのような振る舞いを「非行少年」としてみなすのかということや、「非行少年」というレッテルに対しどのような態度を示すのかなどを調査する必要がある。したがって、今後の調査課題としては、例えば非行少年を雇用する職場などに調査を実施するといったことが今後の研究課題として挙げられる。

引用文献

阿部真大,2009,「ヤンキーたちは地域に戻ることができるのか—労働世界の変化と逸脱集団の社会化」五十嵐太郎編『ヤンキー文化論序説』:174-184.

Furlong. A and Cartmel.F, 1997, Young People and Social Change, Second edition,(=2009, 乾彰夫・西村貴之・平塚眞樹・ 丸井妙子訳『若者と社会変容 リスク社会を 生きる』大月書店).

- 藤原正・水野周・小島賢一・泉俊幸・新江正治, 1993, 「少年院の長期処遇における適切な職業補導 種目の選定と職業訓練終了者の成行に関する 研究(その 1)」『中央研究所紀要』第 3 号, pp.15-30。
- Goffman. E., 1963, "Stigma: Notes on the Management of Spoiled Identity"(=石黒毅訳, 2012『スティグマの社会学―烙印を押された アイデンティティ―』 せりか書房)。
- 濱近羊子,2009,「保護観察所における就労支援の 実践について―きめ細やかな就労支援を目指し て―」『犯罪と非行』159(2): 112-40.
- Harding, D, Jessica W, Cheyney D, and Jeffrey M. 2014. "Making Ends Meet After Prison." Journal of Policy Analysis and Management Vol.33(2),pp.440-470.
- 平井秀幸, 2015, 『刑務所処遇の社会学—認知行動療法・新自由主義的規律・統治性』世織書房。
- 広田照幸・古賀正義・伊藤茂樹編,2012,『現代日本の少年院教育 質的調査を通して』名古屋大学出版会。
- 堀口達也,2009,「少年院における就労支援—北海 少年院における運用の実情と課題—」『犯罪と 非行』159(2):98-111
- 法務総合研究所, 2011, 『犯罪白書(平成 23 年版)—少年·若年犯罪者の実態と再犯防止 —』。
- 法務省 Web ページ, 2014「宣言: 犯罪に戻らない・戻さない一立ち直りをみんなで支える明るい社会へ一」

(http://www.moj.go.jp/hisho/seisakuhyouse /hisho04_00026.html, 最終アクセス日, 2016.10.15)。

- 岩崎健朗,2007「就労の確保により安定に至った保護観察事例」『更生保護と犯罪予防』第148号,pp.10-19。
- Maruna. S, 2001, "Making Good: How Ex

Convicts Reform and Rebuild Their Lives." (=津富宏・河野荘子監訳, 2013『犯罪からの離脱と「人生のやり直し」—元犯罪者のナラティヴから学ぶ—』明石書店).

- McDowell , L. , 2000, "Learning to Serve?", Gender, Place and Culture, 7(4): 389-416.
- 仲野由佳理,2008,「女子少年院における少年の『変容』へのナラティヴ・アプローチ―語りのリソースとプロットの変化に着目して―」『犯罪社会学研究』33:138-156.
- 西岡総一郎 1988,「激増する不就労保護観察対象者にいかに対応するか」『更生保護と犯罪予防』No.89, pp.26-48.
- 相良翔, 2015「薬物依存からの「回復」に向けた 契機としての「スリップ」——ダルクメンバー へのインタビュー調査から」『保健医療社会学 論集』25(2):63-72.
- 相良翔・伊藤秀樹, 2016「薬物依存からの「回復」と「仲間」ーダルクにおける生活を通した「欲求」の解消ー」『関東社会学論集』

Sampson, R. J. & Laub, J. H., 1993, Crime in the

Making:Pathways and turning points through life, Cambridge,MA: Harvard University Press.

- 佐藤郁哉 1984, 『暴走族のエスノグラフィー―モードの叛乱と文化の呪縛―』 新曜社.
- 都島梨紗, 2015「少年院教育の処遇経験とインフォーマルな社会集団―非行少年の仲間集団の在り方に着目して―」『現代の社会病理』第30号, pp.87-106。
- 大山昌彦, 1998,「ダンシング・イン・ザ・ストリート―茨城県 A 市におけるロックンロールをめぐる民族誌」『社会人類学年報』 24, pp.29-52. 生窪浩, 1970,『転職少年』日本経済新聞社。
- 打越正行,2011a,「型枠解体屋の民族誌—建築現場における機械的連帯の意義—」『社会学批評』 別冊:21-44。

越しの接客サービスを行うバーテンダーのような職業である。

¹ 犯罪白書によれば、少年院出院者への追跡調査では、8 割以上の少年が、犯罪をしていない時期に「就労」を行っていたという(法務総合研究所、2011)。

² 京都交流会については、大阪と合同で実施した会に参加したため、その分を1回分としてカウントした。

³ A さんは約1年間,少年院への送致を経験しているため,7年間とした。

⁴ メンズバーは、地域によって呼称が異なるが、カウンター

⁵ 厳密にいえば、A さんも大学生として籍を置いているが、 フルタイムの学生ではないため、ここでの議論に加えること はしない。

⁶ 逸脱的な傾向を持つ仲間集団との接触は、職業の紹介だけでなく、仕事の継続を促進する働きを持っていることが、都島(2015)では述べられている。